

独立行政法人教職員支援機構 任期付常勤職員(専門職員(研修プロデューサー))の募集

教職員支援機構は、教職員に対する総合的な支援を行う全国拠点として、全国の小学校、中学校及び高等学校の教員等の資質向上を図ることを目的とする独立行政法人です。本機構では、以下のとおり任期付常勤職員(専門職員(研修プロデューサー))を募集します。

1. 募集職種・人員 任期付常勤職員 専門職員(研修プロデューサー) 1名
2. 業務内容 教職員の学び協働開発部における、
 - ・教職員研修の企画立案及び運営
 - ・学校教育機関が実施する事業の企画、運営に関する支援及び事業への参画
 - ・教職員の資質向上に関する事業等への参画上記のほか、事業の運営に必要な業務
(変更の範囲) なし
3. 契約期間 期間の定めあり
2026年5月1日～2029年4月30日
更新可能性:有(業務量、勤務成績、勤務態度、職務遂行能力、予算の状況により判断)
更新上限:有(通算契約期間の上限5年、ただし、着任前6か月以内に教職員支援機構の有期雇用職員であった場合は、当該期間を通算する。)
4. 試用期間 採用日から6か月間(労働条件に変更なし)
5. 就業場所 独立行政法人教職員支援機構 つくば本部 (茨城県つくば市立原3番地)
(変更の範囲) なし
6. 就業時間 原則 8:30～17:15(休憩時間12:00～13:00)
7. 勤務日等 勤務日及び1日の所定労働時間:週5日(月～金)、1日7時間45分、
週休日等:土・日・祝日、年末年始(12/29～翌年1/3)
年次有給休暇のほかに特別休暇(リフレッシュ休暇等)有
8. 所定外労働時間の有無 有 (業務の都合により発生する場合あり)

9. 給与 **・基本給 学歴、経験年数等により決定**
(参考)2024年度在職者モデル給与 35歳(本部係長) 月額 291,100円、
年間給与 5,678,731円
10. 応募資格 以下の応募資格をいずれも満たすことを要します。
① 教職員の研修・能力開発等に関する10年程度の経験又は専門的な知見を有すること
② ワード、エクセル、パワーポイント等の基本操作ができるパソコンスキルを有し、一般的なビジネス文書、資料作成ができること。
③ 意欲的に仕事に取組み、強い責任感があること。
④ 職員等との良好なコミュニケーション能力及び協調性を有していること。
- ただし、次の者は試験を受けられません。
- (1) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
(3) 日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者
11. 選考方法 ①一次選考 書類審査
②二次選考 小論文、面接選考
二次選考は令和8年3月13日(金)を予定。詳細は書類選考通過者に別途お知らせします。
会 場:教職員支援機構つくば本部(茨城県つくば市立原3番地)
※面接時の交通費の支給はありません。
12. 応募受付期間 令和8年2月12日(木) ~ 2月25日(水)12時【必着】
13. 社会保険 文部科学省共済組合(長期、短期)、雇用保険、労災保険
14. 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙(喫煙専用室あり)
15. その他 本職は日本育英会奨学金返還免除職非該当です。
16. 募集者名称 独立行政法人教職員支援機構

【提出書類】 (1) 機構指定「職員採用選考調書」(要写真貼付)

(2) 職務経歴書(A4判、様式任意)

〔職種、職務従事内容、勤務形態(正規職員又は非常勤職員)等
について、詳細に記入してください。〕

(3) 志望動機・自己PR(あなたの性格の自己評価を踏まえて)

(A4判2頁以内。様式任意)

※ 提出書類は原則として手書きは不可。

※ 選考の連絡はメールで行うため、必ず「職員採用選考調書」にメールアドレスを記載してください。

【応募書類提出先】 応募書類を PDF ファイルに変換し、下記【応募・問合せ先】に送信してください。

メール件名とファイル名は、ともに「氏名 経験者採用試験応募書類」としてください。

※応募書類の提出は、電子メールに限ります。

【その他の】 応募書類は原則として返却いたしません。なお、応募書類およびご提供いただく個人情報については、選考に関する業務にのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。

【応募・問合せ先】 独立行政法人教職員支援機構総務部総務企画課人事係

〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

電話 029-879-6610、6611、6981

Email : jinji-k@ml.nits.go.jp